

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択制度について

○芸能分野

1. 選択制度の趣旨

変遷の過程を知る上で貴重なもののうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置（記録保存）を図ること。

- (1) 芸能史研究において一定の価値が明らかにされており、実態の把握等が必要と認められるもの。
- (2) 時代の推移、変遷によって、次世代への継承が望めないもの。

2. 選択の実態

近年は、指定に至るには、研究が不十分あるいは実演家の実態の把握が不十分なものを当該制度で選択し、複数年にかけて国庫補助を活用し記録作成している。

<事例>

・ 講談（平成 9 年選択）

事業期間 平成 11 年度～15 年度

・ 琉球古典箏曲（平成 28 年選択）

事業期間 平成 30 年度～令和 4 年度

○工芸分野

1. 選択制度の趣旨

変遷の過程を知る上で貴重なもののうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置（記録保存）を図ること。

- (1) 工芸史研究において一定の価値が明らかにされており、実態の把握等が必要と認められるもの。
- (2) 伝承者の養成が進んでおらず次世代へのわざの継承が困難なもの。

2. 選択の実態

- 1 (1) (2) の記録を作成してきたが、昭和 55 年以降は選択制度が活用されていない。

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択制度について

1. 選択制度の趣旨

日本の各地に伝承される風俗慣習や民俗芸能、民俗技術のうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置（記録保存）を図ること。

- (1) 過疎化や少子高齢化等によって伝承の存続が難しく、記録作成等の必要性が認められるもの。
- (2) 広域的に伝承されており、分布や伝承状況等について詳細な調査が必要なもの。

2. 選択の実態

- ・無形の民俗文化財については、毎年5件程度を選択しており、令和2年現在で、選択件数は647件である。選択した後は、国庫補助事業を活用し、記録の作成が行われている。（なお、国指定された重要無形民俗文化財のうち、約6～7割程度が記録選択を経ている。）

※内訳 風俗慣習：261 民俗芸能：376 民俗技術：10

<事例>

- ・「会津の御田植祭」（平成27選択 平成31年指定）

事業期間：平成28～29年度

- ・「吉田の火祭」（平成12年選択 平成24年指定）

事業期間：平成15～16年度



【会津の御田植祭】



【吉田の火祭】